

平成 19 年度から あなたの住民税が変わります

税源移譲

平成 19 年から、国の所得税の一部を地方の住民税へ移すことになりました。この税源移譲により、町民の皆さんが納める住民税が変わります。

Q

Q どうして変わるの？

A 「地方でできることは地方で」という国の方針のもと進められている三位一体改革。地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任で、より効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で 3 兆円の税源移譲をすることになりました。

&

Q どう変わるの？

A 住民税所得割の税率は、従来 3 段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関らず、一律 10% の比例税率構造にすることになりました。これによって、高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。（税源の偏在度の縮小）

※この改正は、平成 19 年 6 月徴収分から適用されます。

A

Q 税負担は増える？減る？

A ご安心ください。ほとんどの方は 1 月分から所得税が減り、その分 6 月分から住民税が増えることになります。しかし、税源の移し換え替えなので、「所得税＋住民税」の負担は基本的には変わりません。

夫婦＋子ども 2 人の場合（うち 1 人は特定扶養家族）

給 与	税源移譲前（単位：円）		
	所得税	住民税	合 計
3 0 0 万円	0	9,000	9,000
5 0 0 万円	119,000	76,000	195,000
7 0 0 万円	263,000	196,000	459,000



税源移譲後（単位：円）		
所得税	住民税	合 計
0	9,000	9,000
59,500	135,500	195,000
165,500	293,500	459,000



負 担 増減額
0 円
0 円
0 円

独身者の場合

給 与	税源移譲前（単位：円）		
	所得税	住民税	合 計
3 0 0 万円	124,000	64,500	188,500
5 0 0 万円	258,000	163,000	421,000
7 0 0 万円	474,000	307,000	781,000



税源移譲後（単位：円）		
所得税	住民税	合 計
62,000	126,500	188,500
160,500	260,500	421,000
376,500	404,500	781,000



負 担 増減額
0 円
0 円
0 円

例

★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。この他、平成 19 年分所得税、平成 19 年度分住民税から定率減税が廃止されるなどの影響があることにご注意ください。